

第1次日韓会談における「旧条約無効問題」について

藤井 賢二

はじめに

1951年から1965年にかけて行われた日韓会談（日韓国交正常化交渉）における「旧条約無効問題」とは、1910年の日韓併合条約（正式名称は「日韓併合ニ関スル条約」）など「旧大韓帝国と日本国の間で締結されたすべての条約が無効であること」が国交を樹立するための条約に明文化されることを韓国側が求め、日本側がそれに反対した問題である。日韓会談の懸案の一つとなったこの問題は1965年2月の椎名悦三郎外務大臣の訪韓時に妥協が図られ、1965年6月22日に調印された日韓基本条約（正式名称は「日本国と大韓民国の基本関係に関する条約」）では日韓併合条約等は「もはや無効である」と記された。「もはや」の語句を挿入することにより日韓併合条約等はかつて有効であったが韓国の独立により現在は失効したと日本は解釈し、一方、韓国は「もはや」と強調してある以上過去に遡ってすなわち当初から無効であると解釈した。これは日韓併合条約等の失効時期をあえてあいまいにして日韓の対立を避ける工夫であった。

1952年2月15日から同年4月25日にかけて行われた第1次日韓会談における「旧条約無効問題」の論議については、これまで閲覧できた日韓の記録には相違があった。この問題について一応の結論を出した1952年4月2日の第8回基本関係委員会について、日本側の記録では「韓国側から第1条の一部につき留保を付した他、全条文について意見の一致をみ、本会をもって基本関係委員会は終了した」となっている(1)。「第1条の一部」とは1952年3月22日の第6回基本関係委員会に日本側が提出した「日本国と大韓民国との間の友好条約（案）」中の、日韓間の友好協力関係を明記した第1条のうち「国際連合憲章の目的及び原則に、且つ、両国間の善隣関係に即応する方法によって」の部分であり、韓国はその削除を求めたのであった。一方、韓国政府が刊行した『韓日会談略記』では、第1条だけでなく「旧条約無効問題」についても日韓間で妥協を見ることができなかつたと記録されている(2)。

「旧条約無効問題」に関する日韓の記録の違いを指摘したのは高崎宗司であるが、高崎は『韓日会談略記』の記述を正しいと断定し、この違いの原因を考察することはなかつた(3)。本稿で筆者（藤井-以下同じ-）は「旧条約無効問題」を新資料によって検討し、この問題が意味するものを考えてみたい。新資料とは、2005年8月26日に韓国政府が公開した韓国外交安保研究所蔵の日韓会談に関する韓国側文書（以下「韓国側公開文書」と略記）および、2007年から2008年にかけて6回にわたって日本政府が公開した日韓会談に関する日本側文書（以下「日本側公開文書」と略記）(4)である。

韓国側の資料で見る「旧条約無効問題」

韓国側公開文書および『韓日会談略記』によれば、第1次日韓会談における「旧条約無

効問題」の論議の経緯は次の通りである。

1952年3月5日の第4回基本関係委員会で韓国側が提出した「大韓民国と日本国間の基本条約(案)」第3条は、「大韓民国と日本国は1910年8月22日以前に旧大韓帝国と日本国の間で締結されたすべての条約が無効であることを確認する」となっていた(5)。1952年3月12日の第5回基本関係委員会で日本側は、「日本と大韓帝国との間のすべての条約と協定はすでに消滅しているのだからこのような条項を挿入することは無意味である。」「このような条項によって過去の不愉快な記憶を想起させることは不必要である。」「無効となった時期を示さないこのようなあいまいな条項は異なった解釈を可能にし、事態を複雑にする。」として、同条項の削除が望ましいと述べた(6)。第6回基本関係委員会で日本側が提出した「日本国と大韓民国との間の友好条約(案)」では、前文に「日本国と旧大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定が日本国と大韓民国との関係を規制するものではない」とあり、「旧条約の無効」を規定した条項を置きたい韓国側の主張に配慮していた(7)。しかし韓国側は、「関係を規制するものではない(do not regulate the relationship)」よりも「無効(null and void)」の方が「より明確で本質的で簡単」であると主張した(8)。1952年3月26日の第7回基本関係委員会で、この問題について日本側は、日本国と大韓帝国との間の「条約や協定は現在は効力を有しない(at present ineffective)」という文言を提案したが、韓国側は「最初から無効である(null and void from the beginning)」とすることを主張した(9)。基本関係委員会最終日となった1952年4月2日の第8回基本関係委員会で作成された「日本国と大韓民国との間の基本関係を設定する条約(案)」では、前文に「日本国と旧大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定が日本国と大韓民国との関係において効力を有しない(ineffective)」と記されていた(10)。

前述したように、この第8回基本関係委員会の討議に関する記録が日韓間で異なっている。「旧条約無効問題」について、日本側は合意が成立したとしているのに対して韓国側は妥結を見なかつたとしているのである。韓国側公開文書では第8回基本関係委員会の記録は不自然に削除されている(11)ため、第8回基本関係委員会で「旧条約無効問題」の論議を完全に解明することはできない。しかし筆者は、韓国側の資料によっても、第8回基本関係委員会で「旧条約無効問題」について日韓間に合意が成立したとみられると考えている。1952年4月4日の第5回本会議に提出された基本関係委員会の報告には「一部分(a part)に対する意見の一致を見なかつた以外は全案文に対する一致を見るに至った」(12)とある。これは日韓間の意見不一致の箇所は一つであること示唆するものであり、日韓間で意見の不一致箇所は二つあったとする『韓日会談略記』の記述と矛盾するからである。

日本側公開文書で見る「旧条約無効問題」

日本側公開文書では、1952年4月2日の第8回基本関係委員会で「旧条約無効問題」に関する日韓間の合意が成立したことが明らかである。この委員会で作成された日韓の「共

同試案」である「日本国と大韓民国との間の基本関係を設定する条約（案）」について、「第一条の一部を留保した他全文に合意の成立したことを」本会議に報告したいと韓国側は主張したと記されている。また、同条約案前文は「日本国と旧大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定が日本国と大韓民国との関係において効力を有しない」であり、「旧条約」は「無効」ではなく「効力を有しない」となっていた。第8回基本関係委員会で日本側がこの部分について二度読み上げて確認したのに対して、韓国側は異議を唱えていないことが、日本側公開文書から確認できるのである(13)。

さらに、第8回基本関係委員会と同日の1952年4月2日に行われた松本俊一日本側首席代表と梁裕燦首席代表の非公式会談で、松本代表が「基本条約案については委員会において同意に達したように聞いたと、その訂正案を手交し」たのに対して、梁代表は異議を唱えていないのである(14)。

ところがその後、1952年4月21日の松本俊一日本側首席代表と金溶植韓国側交替首席代表による非公式会談で、韓国側は「旧条約無効問題」を蒸し返した。金代表は基本条約前文について「1910年以前に日本と旧大韓帝国との間で締結されたすべての条約、協定等は null and void とははっきり記載していただきたい」と述べた。これに対して松本代表は、「刺激を避け、日韓間において ineffective と、極めてリファインされた表現で妥結されたのであるから、これが最善である。この点は絶対に譲れない。」と反論した(15)。韓国側は、基本関係委員会でいったん行った合意をその後の非公式会談で反故にしたのである。

韓国側の態度の変化について、日本側公開文書から検討してみたい。日本側は、ほとんど合意に達している基本条約および在日韓国人の法的地位に関する条約の調印は韓国の利益になるので先行して行うこと(16)、日本人が朝鮮半島に残した私有財産の所属をめぐる激しく対立していた財産請求権問題や漁業問題については常設共同委員会を設置して継続審議することを提案した。この提案について、1952年3月26日に行われた松本俊一日本側首席代表と梁裕燦首席代表による非公式会談では、梁代表は考慮の余地があるという態度を示した。ところが、同年4月8日～15日に梁代表が韓国に一時帰国した後に行われた、4月16日から4月18日にかけての3回にわたる両代表による非公式会談では、日本が在韓私有財産に対する請求権を放棄しない限り他の案件の審議も進めるわけにはいかないと、梁代表はこの提案を拒否した(17)。第1次日韓会談における「旧条約無効問題」での韓国側の態度が硬化した背景には、韓国政府の指示があると考えられるが、韓国側公開文書には韓国政府の政策決定過程に関する記録がないため、その詳細は不明である。

「旧条約無効問題」が意味するもの

日本側公開文書には、第5回基本関係委員会でされた「旧条約無効問題」に関する次のような日韓間の応酬の記録が残されている(18)。

「旧条約無効問題」について韓国側兪鎮午代表は、「1910年以前の条約は意志（他の発

言では「民族の総意」と表現している-筆者補註-)に反して行われたものである。遡って無効としなければならぬ。」「当方は1910年以前の条約は国民的に、当時に遡って無効であるという強い信念、国民感情がある。」と述べた。一方で兪鎮午は「この法理論を貫くときには、実際には複雑な問題が起きる。」と述べて、この主張の問題点も認めた。日本側が「旧大韓帝国が国際法上の主体として消滅している以上、それは大韓民国とは別個のもので、その間の continuity はない。既に消滅し去っている条約の無効を今更問題とすることは凡そ意味がない。」と指摘したのに対し、韓国側金溶植代表は「(大韓-筆者補註-) 民国は韓半島にはなくとも海外にあって、三一宣言にもある如く民族として継続している。」と述べた。大韓帝国の消滅は1910年、上海で大韓民国臨時政府が成立したのは1919年であって両者の継続性はなく、金代表の発言は感情的で論理的ではなかった。また、1905年の第二次日韓協約や日韓併合に関する原田環の研究(19)で明らかのように、「1910年以前の条約」は「民族の総意」に反して結ばれたという韓国側の見解は事実には反していた。

感情的で歴史的事実とは乖離した韓国側の「旧条約の無効」の主張は、日韓会談において韓国側が自らを連合国と位置づけようとしたことと密接な関係があったと筆者は考えている。

1951年5月の段階で米国は英国の意見を受け入れて韓国を対日平和条約の署名国からはずす意向を固め、その意向は1951年7月9日にダレス國務長官顧問から梁裕燦駐米韓国大使に直接伝えられた。「日本と戦争状態にあり、かつ1942年1月の連合国共同宣言の署名国である国のみが条約に署名するので、韓国政府は条約の署名国にはならない」というのがその理由であった(20)。しかし、日韓会談の代表となる兪鎮午にとって、その現実には受け入れがたいものであった。兪鎮午は、1951年7月30日に発表した、対日平和条約草案に関する論文において「韓国を連合国から除外する今次の草案の態度自体からして不当だ。第二次世界大戦中に韓国人で構成された組織的兵力が中国領域で日本軍と交戦した事実(略-筆者-)は韓国を連合国の中に置かねばならないという我々の主張の正当性を証明している。」と主張した(21)。1951年9月8日にサンフランシスコで対日平和条約に調印した52ヶ国に韓国は含まれなかった。しかし対日平和条約では、連合国との間の諸懸案を解決するための交渉を日本は速やかに開始するという条項は日韓間にも該当するとされたため、1951年10月20日から日韓会談予備会談が開催された。この予備会談に出席した韓国側代表たちが、連合国の一員としての意識を持って会談に臨んだことが彼らの回顧録等から確認できる(22)。

1952年2月20日に開かれた第1次日韓会談第1回請求権委員会において、韓国側林松本代表はあいさつで、「日本からの解放国家である韓国と、日本との戦争で勝利を勝ち得た連合国は、類似した方法で、日本政府や日本国民の財産を取得できる」と述べ、日韓会談の進展は日本側がこの主張を認めるか否かにかかっていると日本側に警告した(23)。第1次日韓会談で最大の焦点となった請求権問題において韓国側は、韓国が連合国と同様の

権利を持つと述べて、朝鮮半島に残された日本財産没収の正当性を主張した。対日平和条約第14条では、連合国は連合国内にある日本国および日本国民の財産を没収して戦争による被害の賠償に充当できると定められていたからである。このように、第1次日韓会談で韓国側は自らを連合国と位置づけることによって日本から利益を得ようとした。

1951年7月9日にダレス国務長官顧問と面会した梁裕燦駐米韓国大使は、韓国を対日平和条約の署名国から外すという米国の意向に対して、「大韓民国臨時政府は、実際、第二次世界大戦に先立つ何年も前から日本と戦争状態にあった」と反論した(24)。「朝鮮は大戦中は実質的に日本の一部として日本の軍事力に寄与したことが、韓国を対日平和条約の署名国からはずした米国の理由の一つであった(25)。これを覆して韓国が自らを連合国と位置づけるためには、大韓民国臨時政府はもちろん、大韓民国臨時政府が「民族として継続し」と主張する大韓帝国も、日本に対してあくまでも敵対的であらねばならなかった。よって、韓国側は「契約などに瑕疵があって法律上全く無効」という強い否定の意味がある null and void を「旧条約無効」の「無効」の英語訳に使用した。1952年4月21日の松本俊一日本側首席代表と金溶植韓国側交替首席代表による非公式会談で、金代表は、null and void について「われわれの内輪では illegal という語に置きかえようとの強硬論もあった程である」と述べた(26)。

韓国側公開文書の中に、「1950年10月 対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠 対日講和調査委員会」と題された報告書に添付された、駐日韓国代表部政務部による1951年10月25日付の説明文がある。その文書には、韓国が対日平和条約に署名できなかったのは、「韓国が対日戦争に参加しなかったという事実に起因すると言える」が「韓日合併条約無効論」の立論が不十分であったためであると記されている(27)。韓国にとって、日韓併合条約等の「旧条約は無効(null and void)である」という主張は、日本に対して自らを連合国として位置づけることと不可分であり、妥協は許されなかったのである(28)。

おわりに

本稿で見てきたように、第1次日韓会談において韓国は、日本と大韓帝国との間の条約や協定は「無効(null and void)である」という主張に固執した。その意志は、日本側の譲歩により、「日本国と大韓民国との関係において効力を有しない(ineffective)」という文言でいったん妥結した合意を後で覆すほど強かった。「旧条約無効」の主張は、韓国が自らを連合国と位置づけて日本から利益を得ようとしたことと不可分であったためであった。

したがって、韓国側は日韓関係に他の宗主国と植民地との関係の前例を適用させることを拒否した。例えば、1952年3月22日の第1次日韓会談第6回請求権委員会において韓国側林松本代表は次のように述べた。

先日非公式会談で日本側は、英国におけるインドの例を持ち出して説明したが、「韓国と日本」「インドと英国」の関係はその根本において差異があって同一に規律する

ことはできないことを理解することを望む。我々の関係は外国の例を云々することは慎まねばならないのであり、インドは英国の合意(CONSENT)下に独立した大英帝国の一連邦であるという事実を忘れてはならない。(29)

韓国側はまた「太平洋戦争で日本が無条件降伏したことにより韓国が解放されたのだからインドと英国の関係とは違う」と述べた(30)。イギリスとの「合意」の下に独立したインドと、日本の敗戦によって解放された韓国は違う、韓国は日本と「敵対」した結果独立したと主張したかったのであろう。

木宮正史は、日韓会談において、日本が「過去の植民地をどのように『手放し』、過去をどのように『精算』し、さらにそれとどのような新しい関係を構築するのか」という「脱植民地化」の課題は冷戦の進行により封じ込められてしまったと述べた(31)。しかし、第一次日韓会談における討議を具体的に検討すれば、主観的には自らを連合国と位置づけようとした韓国に対して、日本が植民地処理の国際先例を示して交渉することは極めて困難であったと言わざるを得ない。

[註]

- (1)「日韓関係に横たわるもの-会談決裂までの経過をたどる-」(『世界週報』34巻32号 時事通信社 東京 1953年11月)18頁。
- (2)外務部政務局『外交問題叢書第九号 韓日会談略記』(1955年3月)49～50頁。
- (3)高崎宗司『検証 日韓会談』(岩波新書 東京 1996年12月)35頁。太田修『日韓交渉 請求権問題の研究』(クレイン 東京 2003年3月)も同様である(99頁)。
- (4)日本側公開文書は「日韓会談・全面公開を求める会」の請求によって開示された。筆者は「韓国政府公開資料による日韓基本条約の国際共同研究・脱植民地化論理と冷戦論理の交錯」(科学研究費補助金研究(基盤研究(A) 研究課題番号18203011 代表者 浅野豊美 中京大学国際教養学部教授)の研究会を通して日本側公開文書を閲覧した。
- (5)「第1次韓日会談(1952.2.15-4.21)基本関係委員会会議録 第1-8次.1952.2.22-4.2」(韓国側文書) 593頁(英文草案)、597頁(韓文草案)。
- (6)前掲註(5) 605頁。
- (7)前掲註(2) 269頁(英文草案)、265頁(日文草案)。
- (8)前掲註(5) 611頁。
- (9)前掲註(5) 615頁。
- (10)前掲註(2) 279頁(英文草案)、275頁(日文草案)。
- (11)前掲註(5) 619頁。
- (12)「第1次韓日会談本会議会議録 1-5次,1952.2.15-4.21」(韓国側公開文書)1195頁(韓文)、1209頁(英文)。
- (13)「日韓会談第八回基本関係委員会議事要録」(日本側公開文書 第6次公開 公開決定番

号 892 文書番号 980)。

- (14)「昭和 27 年 6 月 日韓会談記録(三)(非公式会談記録) 外務省アジア局」(日本側公開文書 第 5 次公開 公開決定番号 347 文書番号 282)。
- (15)前掲註(14)。「松本全権、金公使非公式会談要録」(日本側公開文書 第 6 次公開 公開決定番号 806 文書番号 401)。
- (16)1952 年 4 月 4 日付「会談決裂の場合韓国側の不利となる点」(日本側公開文書 第 6 次公開 公開決定番号 1171 文書番号 1644) には、在日韓国人の法的地位に関する協定が不成立の場合について、一般外国人には禁止されているにもかかわらず在日韓国人には許されている財産権や職業を保持できなくなるなど 5 項目が、また基本条約が不成立の場合について、1949 年 1 月に連合国軍総司令部に派遣する形で設置されていた駐日韓国代表部の駐在の根拠がなくなるなど 4 項目を挙げられている。
- (17)前掲註(14)。
- (18)「日韓会談第五回基本関係委員会議事要録」(日本側公開文書 第 6 次公開 公開決定番号 892 文書番号 977)。
- (19)「第二次日韓協約調印と大韓帝国皇帝高宗」(『青丘学術論叢』第 24 集(財団法人 韓国文化研究振興財団 東京 2004 年 4 月)。「『日韓併合は無効だ』と言われたら」(鄭大均・古田博司編『韓国・北朝鮮の嘘を見破る-近現代史の争点 30-』文春新書 東京 2006 年 8 月)。「韓国併合」(鳥海靖編『近代日本の転機 明治・大正編』吉川弘文館 東京 2007 年 6 月)。
- (20)塚本孝「韓国の対日平和条約署名問題-日朝交渉、戦後補償問題に関連して-」(『レファレンス』494 国立国会図書館調査立法調査局 東京 1992 年 3 月) 98 頁。
- (21)兪鎮午「対日講和条約案の検討(5)」(『東亜日報』釜山 1951 年 7 月 30 日)。
- (22)兪鎮午『韓日会談-第一次会談を回顧しながら-』(外務部外交安保研究院 1993 年 3 月) 67~68 頁。柳泰夏「李ラインと韓日会談」(『権五琦政界秘話対談 現代史の主役たちが語る政治証言』東亜日報社 ソウル 1986 年 11 月) 341 頁。池鐵根『平和線』(汎友社 1979 年 8 月) 240~241 頁。また、予備会談での韓国側首席代表梁裕燦の肩書きは、外務部長官宛の報告書(1951 年 10 月 31 日付・同年 11 月 2 日付・同年 11 月 4 日付・同年 11 月 9 日付・同年 11 月 15 日付・同年 11 月 16 日付・同年 11 月 23 日付)では「対日講和会談大韓民国代表団団長」となっている(「韓日会談予備会談(1951.10.20-12.4) 本会議会議録、第 1-10 次、1951.10.20-12.4」(韓国側公開文書) 167 頁、「第 1 次韓日会談(1952.2.15-4.21) 在日韓人の法的地位委員会会議録、第 1-36 次、1951.10.30-1952.4.1」(韓国側公開文書) 668 頁・677 頁・687 頁・713 頁・728 頁・734 頁・747 頁・765 頁)。また、予備会談に関する韓国政府の訓令には「この会談において韓国側は事実上『連合国』の一員の姿勢で臨むこと」とあったという(『林炳稷回顧録-近代韓国外交の裏面史-』女苑社 ソウル 1964 年 9 月 496 頁)。

- (23)「第1次韓日会談(1952.2.15-4.21)請求権分科委員会会議録,第1-8次.1952.2.20-4.1」
(韓国側公開文書) 277頁(韓文)、288頁(英文)。
- (24)Foreign Relations of the United States 1951 volume VI p.1182~1183
梁裕燦について、松本代表は「梁大使はアメリカ育ちで、韓国語も日本語もできず、英語しかできなかった(略-筆者-)。梁大使は悪い人ではないが、何分にも韓国語もできない位だから韓国の実情がわからない。日本と韓国の関係といえば、彼の頭にあるのは、日本が36年間不法に統治していたということだけである。こちらはまだそんなことをいっているのかと思っているから、話ははじめから難しい。」と1969年に回顧している(「日韓国交正常化交渉の記録」(日本側公開文書 第6次公開 公開決定番号588 文書番号1124))。
- (25)「日韓会談問題別経緯(1)(基本関係問題) 外務省アジア局北東アジア課」(日本側公開文書 第5次公開 公開決定番号1104 文書番号528)。Some Overseas News concerning Korean Participation Demand in Peace Confab(日本側公開文書 第6次公開 公開決定番号1166 文書番号1861)。
- (26)前掲註(14)。
- (27)「韓日会談予備会談(1951.10.20-12.4)資料集:対日講和条約に関する基本態度とその法的根拠,1950」(韓国側公開文書)13頁。
- (28)第一次日韓会談と並行して、1952年の2月18日から4月28日にかけて日本と中華民国の間で行われた交渉の結果、同年4月28日に調印された「日本国と中華民国との間の平和条約」の第4条には、中華民国政府が対日宣戦布告を行った「1941年12月9日前に日本国と中国との間で締結されたすべての条約、協約及び協定は、戦争の結果として無効(null and void)となったことが承認される」とあった。このnull and voidは、自らが連合国の一員であることを認めさせようとする中華民国側の要望に応じて、条約の名称を「平和条約」に変更して3月12日に提出した日本側第二草案に挿入されたものであった(外務省外交資料館所蔵資料 第9回公開「日華平和条約関係一件(第3巻)」(B' 0033)によれば、日華間の交渉におけるnull and voidの表現の初出は、3月7日に倭島英二東亜局長が台北に持参した日本側第二草案である)。したがって、日韓基本条約に同一の文言を挿入することは、日韓併合と日中戦争とが同一視されることにつながりかねなかった。
- (29)前掲註(23) 367~368頁。なお、前掲註(22)「韓日会談予備会談(1951.10.20-12.4)本会議会議録、第1-10次 1951」の第6回本会議議事録付属文書にも同様の記述がある(277頁)が、これは「第6次」の名称によって第一次会談と予備会談を取り違えた結果、誤って添付されたものと思われる。
- (30)金溶植『金溶植 回顧 33年 暁の約束』(キムヨン社 ソウル 1993年6月) 118~119頁。ただし、同書では、この応酬は1952年3月10日の第5回請求権委員会の時のこ

ととされている。金溶植は「インドが独立後もインド国内にあった英国の財産を認めた」と日本側が主張したのでこのように応じたと述べている。

- (31)木宮正史「日韓関係の力学と展望-冷戦期のダイナミズムと脱冷戦期における構造変化-」(国際基督教大学社会科学研究所『社会科学ジャーナル』61 東京 2007 年3月) 6頁。